



参考事例のご紹介

権利擁護に関する支援の必要性がないと判断した相談を、本人に適切な支援が行える地域の機関につないでいる

東濃成年後見センターでは、最初に相談窓口で相談を受理して明らかに権利擁護に関する支援の必要性がないと判断した相談や、複合的な課題を抱えているような相談の場合、幅広く生活課題に対応できるよう、地域の相談受理機関（地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等）に相談に行くことを勧めている。

釧路市権利擁護成年後見センター、地域あんしんセンターたちかわ、上伊那成年後見センター、伊賀市社協福祉後見サポートセンター、坂出市成年後見センターなど、社協へ成年後見センターの委託（または補助により実施）しているセンターの場合、日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業などの窓口も受託していることが多いため、複数の相談窓口職員で相談を受け付け（または訪問し）、適切な制度利用につないでいる。

（東濃成年後見センター他、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

本人の状態に応じた制度利用が行えるような相談窓口体制の整備

品川成年後見センターでは「相談・手続き支援」の窓口で、相談者本人の意向や判断能力・生活状況等に応じて、必要な支援を行えるよう、成年後見制度、あんしんの3点セット※等を重層的かつ柔軟に組み合わせ、総合的なサービス提供を行っている。

特に、あんしんの3点セットでは、「任意後見契約」を希望する場合に、「あんしんサービス契約」と「公正証書遺言」を組み合わせたサービスで、任意後見制度や判断能力が低下した場合の移行時の対応についても説明している。

※「あんしんの3点セット」

- ①あんしんサービス契約：コーディネーターによる支援プランの作成、定期的な判断能力の状態確認、緊急通報システムの設置、貸金庫の利用
- ②任意後見契約
- ③公正証書遺言作成支援

（「あんしん生活」、品川成年後見センター、平成27年5月、9～12pをもとに作成）